⑷　石綿（アスベスト）による健康被害対策

石綿による新たな健康被害の発生防止等を図るため、船内で石綿を取り扱う際の注意事項の周知、予防措置の徹底、船員で船内で石綿に関わる作業に従事している者及び船員又は元船員で過去に従事していた者に対する健康診断の確実な実施、医療機関による健康相談窓口の設置等の対策を推進する。

過去に石綿粉じんを吸引していたことが原因とみられる所見があると医師が証明した元船員に対しては、国が船員健康管理手帳を交付し、手帳受有者に対して、定期的な無料健康診断を実施しているが、さらに、平成20年度からは、一定の石綿作業従事歴のある船員も健康管理手帳の交付対象としたところであり、今後とも、本制度が有効に活用されるよう積極的な周知を図る。

⑸　適正な衛生管理の推進

飲用水の管理については、船舶所有者に年１回以上の水質検査が義務づけられているが、水質検査の結果、飲用に適さないと判定される場合があることから、㈠タンク内の飲用水の交換等の措置の実施、㈡当該措置実施後の再確認、㈢月１回の遊離残留塩素の検査等について改めて指導徹底を図る。

また、調理業務については、㈠当該作業に従事する者に清潔な衣服を着用させ、手を洗浄させる等衛生上必要な措置の実施、㈡厨房用器具、食器等を清潔に保つこと、㈢当該作業に従事する者以外の者がみだりに調理場所に立ち入らないこと等について改めて指導徹底を図る。

⑹　疾病予防及び健康増進に係る情報提供

船員等が疾病予防や健康増進について的確な情報を入手し、自らの対策に活用することができるよう、生活習慣病、メタボリックシンドローム、ノロウイルス等の予防対策、メンタルヘルスケア等について船員行政ニュース等により情報提供を行う。

４．外国人船員に係る安全衛生対策の推進

外国人船員との混乗が進展している中で、言葉の違いによる意思伝達や指示の行き違い、あるいは習慣等の相違等に起因する死傷災害を防止するため、外国人船員とのコミュニケーションの充実に努める。

特に、外国人船員に対する船員法等関係法令の周知、安全衛生教育の徹底を図るとともに、外国語による安全作業マニュアルの活用、作業基準の見直し、外国語による危険等に関する標示、レクリエーション設備や相談体制の整備等の安全衛生対策を推進する。

５．海難防止対策等による死傷災害の抑制

平成20年度における死傷災害をみると、海難によるものが全体の約3.3％を占めており、特に死亡災害については全体の約33％に上っている。このため、運輸安全マネジメント評価による安全管理体制の構築や重大事故発生時の再発防止対策の実施、運航労務監理官による監査の充実等の海難防止対策を引き続き着実に実施するとともに、ソフト・ハードを総合した効果的な海難防止を推進する。

また、海難が発生した場合においても、死傷災害の発生をできる限り抑制するため、操練の実施や船員災害防止協会の実施する生存対策講習（サバイバルトレーニング）の受講などを積極的に推進する。

６．船内における労働・生活環境の整備・改善

⑴　船内環境の整備・充実

船員の死傷災害・疾病予防を図ることのみならず、安定的に若年船員を確保・育成していくためには、船内における快適な労働・生活環境を整備・改善していく必要があることから、船内作業の設備、機械器具、用具等の整理整頓や換気、温度、照明にも注意を払うなど作業環境の整備・船内衛生の保持に努めるとともに、居住区域内も常に清潔にし、健康で豊かな食事を提供するなど生活環境の改善を推進する。

また、衛生管理者による船内衛生及び船舶料理士による船内の調理の管理を推進すること等により船内の労働・生活環境を充実させる。

さらに、心室細動等の発生時に使用されるＡＥＤ（自動体外式除細動器）の整備・活用についても、必要に応じて考慮する。

⑵　メンタルヘルスケアの推進

不安やストレス等から生じる心の健康問題は様々な身体疾患等を引き起こすほか、船内作業の安全確保にも支障を及ぼすおそれがある。特に、長期間陸上の日常生活から隔離されるという海上労働の特殊性から、船員のメンタルヘルスが重要であり、その必要性等について周知するとともに、必要に応じて健康相談、保健指導等を推進する。

⑶　適正な労働時間の遵守及び休息時間の確保

長時間労働、業務の多重化による疲労及びストレスの蓄積等がヒューマンエラーによる海難事故、死傷災害や脳・心臓等の疾病の発生要因となる場合もあることから、海難事故、死傷災害・疾病の発生を予防するため、労働時間規制を遵守し、休息時間を適正に確保する。

７．船員労働安全衛生月間の実施

基本計画及び実施計画に則り、全国一斉に９月１日から30日までを船員労働安全衛生月間として、集中的に船員の安全衛生意識の高揚、災害防止対策の推進等を図る。なお、実施時期については、船舶の寄港状況、船員の就労状況等地域・業種の実情を踏まえて必要な場合には、これ以外の適当な時期を定めて集中的な活動を実施する。

８．船員災害防止協会の事業の充実及び効率化

船員災害防止協会は、船員の安全の確保及び船内衛生の向上の意義及び必要性を改めて認識し、常に会員ニーズを把握することに努め、積極的に事業を実施する。

特に、会員の増加に向けた活動に積極的に取り組むとともに、組織体制の見直しや事業内容の再検討を図り、効率的な協会運営に努める。また、会員への的確な情報の提供や指導助言等を通じて、会員の安全衛生の取組に関する啓蒙・支援等を行い、会員サービスの質的向上を図る。

具体的には、ホームページ及び機関誌の充実、訪船指導の積極的な推進、船員災害の発生状況・ヒヤリ・ハット事例等の情報及び資料の収集、整理及び提供並びに船員の制約に配慮し、ニーズや船員災害の発生状況に応じた教材及びマニュアル等の整備、講習会の実施等を推進する。

また、会員は、協会本部及び支部とのより密接な関係を構築し、協会活動の事業の活性化を促すことにより、会員自身の船員災害防止活動への取組を強化するよう努める。

Ⅳ　その他船員災害の防止に関し重要な事項

１．船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進

船舶所有者等関係者による船員の労働災害防止に必要な自主的な取組の促進を図るため、平成18年７月、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し認定する船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度を創設し、その運用を開始した。

また、船員労働災害防止優良事業者（先進型）の制度創設に関する検討を行うほか、本制度の活用促進を図り制度創設の効果を高めるため、引き続き、本制度の普及を進めるとともに、制度の適正な運用に努める。

２．船員災害防止対策推進連絡協議会等の活用

船員災害防止対策推進連絡協議会等の船員災害防止に関する活動の取組の場を活用して、関係機関、団体間での情報交換、連携強化等を行う。

３．ＩＬＯ海事労働条約等に係る取組

平成18年２月、ＩＬＯ海事総会において海事労働条約が採択された。この条約は、船員の労働環境の向上等に資することを目的としたものであり、船員の災害防止に係る内容も含まれていることから、その批准及び国内法化に向けた作業を着実に進める。

平成19年６月には、ＩＬＯ総会において漁業労働条約が採択されたが、漁船員の災害防止に係る内容も含まれていることから、水産庁と協力しつつ検討を進める。

また、平成18年６月のＩＬＯ総会においては、船員を含む労働者全般に適用される条約として、職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約が採択され、平成19年７月に批准されたことから、これを踏まえつつ基本計画及び実施計画を着実に推進する。

限定救命艇手登録講習実施機関の登録事項の変更

救命艇手規則（昭和37年運輸省令第47号）第16条の規定に基づき次の者から申請があったので、同規則第26条第２号の規定に基づき公示する。

平成 22 年３月 12 日

国土交通大臣　前原　誠司

１．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

限定救命艇手登録講習実施機関第２号
独立行政法人　海技教育機構
理事長　鋤柄　好利
静岡県静岡市清水区折戸三丁目18番１号